

津市行政財産の使用許可及び貸付けに関する事務取扱要綱

平成27年1月19日訓第5号

改正 平成28年3月23日訓第7号

令和6年3月29日訓第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の所有に属する行政財産（不動産に限る。以下同じ。）の使用許可（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定による使用の許可をいう。以下同じ。）及び貸付け（同条第2項の規定による貸付けをいう。以下同じ。）に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可を行うことができる場合)

第2条 行政財産の使用許可は、次に掲げる場合に行うことができる。

- (1) 本市の職員の福利厚生のために供する場合
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用、公共的な事業の用又は公益事業の用に供する場合
- (3) 電気事業、ガス事業又は通信事業の用に供する場合
- (4) 国又は地方公共団体が発注する工事の請負人において当該工事の用に供する場合
- (5) 公の施設又は庁舎において住民の福祉を増進させる設備等の設置の用に供する場合
- (6) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が実施する学術調査、研究等の用に供する場合
- (7) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設の用に供する場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本市の事務事業を推進する上で必要な場合

(使用許可の申請)

第3条 行政財産の使用許可は、相手方からの随時による当該申請に基づき、これを行うものとする。ただし、複数による当該使用許可の申請が見込まれる場合等は、公募による方法を用いて行うことができる。

(行政財産の使用料の算定等)

第4条 津市財産に関する条例（平成18年津市条例第52号。以下「条例」

という。)第6条第1号及び第2号に規定する適正な評価額は、行政財産の性質、経済性等の観点から、次の各号のいずれかの価格を基礎として決定した額とする。

- (1) 不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を基礎として算定した価格
- (2) 近傍類似不動産の売買価格等を基礎として算定した価格
- (3) 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)を基礎として算定した価格

2 条例第6条第1号及び第2号の市長が定める額は、1月につき100円(行政財産の使用許可の期間が1月未満の場合は、総額100円)を下回ってはならない。

3 行政財産の使用許可の期間に1月未満の端数の期間がある場合は、当該期間については、日割計算(年365日)によって算定するものとする。行政財産の使用許可の期間が1月未満の場合も同様とする。

4 行政財産の使用に係る使用料の額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(電柱等の設置に係る使用料の算定)

第5条 条例第6条第3号の規定による市長が定める額のうち、次の各号に掲げる用に供する場合の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 行政財産を電気事業及び通信事業の用に供する場合における電柱、支線、支柱等(以下「電柱等」という。)の設置に係る額 1年につき当該電柱等1本当たり1,500円を乗じて算定した額
- (2) 行政財産を郵便差出箱及び信書便差出箱(以下「郵便差出箱等」という。)の設置の用に供する場合の額 1年につき当該郵便差出箱等1個当たり690円を乗じて算定した額

2 前条第3項及び第4項の規定は、電柱等又は郵便差出箱等の設置に係る使用料について準用する。

(使用許可に関する手続)

第6条 行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、記載事項を審査の上、適当と認めるときは、行政財産使用許可書(第2号様式)により、速やかに当該提出をした者に通知するものとする。

3 行政財産の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受

けた内容に変更がある場合には、行政財産使用変更許可申請書（第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による提出があった場合は、記載事項を審査の上、適当と認めるときは、行政財産使用変更許可書（第4号様式）により、速やかに当該申請した者に通知するものとする。

（行政財産の貸付けを行うことができる場合）

第7条 法第238条の4第2項第1号の規定による行政財産の貸付けは、次に掲げる場合に行うことができる。

- (1) 地域の活性化につながる事業を行い、住民の福祉の増進を図る目的で、本市の行政財産の敷地の一部を商業施設等の用に供する場合
- (2) 公有財産の最適利用を図る目的で、本市の行政財産の敷地の一部を国又は他の地方公共団体の事務所等の用に供する場合
- (3) その他本市の事務事業を推進する上で民間事業者との連携が必要となる場合

2 法第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の余裕がある部分の貸付けは、次に掲げる場合に行うことができる。

- (1) 行政財産の利用者の利便の向上を目的として、民間事業者が設備等の設置の用に供する場合
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用、公共的な事業の用又は公益事業の用に供する場合
- (3) 電気事業、ガス事業又は通信事業の用に供する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の事務事業を推進する上で必要な場合その他当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める場合（行政財産の貸付けの方法等）

第8条 行政財産の貸付けは、次項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第9条第5号に規定する場合を除き、一般競争入札により行うものとする。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により行政財産の貸付けを行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第8条第1項第5号又は第7号に掲げる場合
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用、公共的な事業の用又は公益事業の用に供する場合

- (3) 電気事業、ガス事業又は通信事業の用に供する場合
- (4) 国又は地方公共団体が発注した工事の請負人において当該工事の用に供する場合
- (5) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が実施する学術調査、研究等の用に供する場合
- (6) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設等の用に供する場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本市の事務事業を推進する上で必要な場合その他その性質又は目的が入札に適しないものをする場合
(行政財産の貸付料の算定)

第9条 条例第7条の2において準用する条例第9条に規定する相当の貸付料は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法で算定した額とする。

- (1) 貸付けの目的が営利の場合 1年につき当該貸付けの目的となる土地又は建物の適正な評価額に100分の6を乗じて算定した額を下らない額で市長が定める額
- (2) 貸付けの目的が非営利の場合 1年につき当該貸付けの目的となる土地又は建物の適正な評価額に100分の4を乗じて算定した額を下らない額で市長が定める額
- (3) 貸付けの目的が電気事業又は通信事業の用に供する場合において、電柱等を設置する場合 1年につき当該電柱等1本当たり1,500円を乗じて算定した額
- (4) 貸付けの目的が郵便差出箱等の設置の用に供する場合 1年につき当該郵便差出箱等1個当たり690円を乗じて算定した額
- (5) その他の場合 市長が適当と認める額

2 前項第1号及び第2号に規定する適正な評価額については、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 行政財産の貸付期間（以下「貸付期間」という。）に1年未満の端数の期間がある場合は、当該期間については、日割計算によって貸付料を算定するものとする。貸付期間が1年未満の場合も同様とする。

4 3年を超える貸付期間の場合の貸付料は、3年ごとに見直すものとする。

5 貸付料の額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(経費の負担)

第10条 使用者は、行政財産の使用に伴い必要となる電気、水道、下水道、ガス等に係る経費について負担するものとする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の経費の算定は、使用者により設置されるメーター等の指示値に基づき行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合については、この限りでない。

3 前2項の規定は、法第238条の4第2項第1号及び第4号の規定による行政財産の貸付けを受けた場合について準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年1月20日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日訓第7号)

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日訓第32号)

1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の津市行政財産の使用許可及び貸付けに関する事務取扱要綱の規定は、この訓の施行の日以後に締結する貸付契約又は同日以後にする許可について適用し、同日前に締結した貸付契約又は同日前にした許可については、なお従前の例による。

第1号様式（第6条関係）

行政財産使用許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

次のとおり、行政財産の使用許可を受けたいので申請します。

所在地			
施設名		財産の種類	(土地・建物)
申請位置	別図のとおり	使用面積	m ²
使用目的		使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	(営利用) 見積額：(年額・月額・総額) 金 円 (税抜) (営利用以外) 津市の指定のとおり		
備考			

※ 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第6条関係）

行政財産使用許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった本市の行政財産の使用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、次のとおり許可します。

所在地			
施設名	財産の種類	（土地・建物）	
許可位置	許可面積	㎡	
許可用途	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用料	（年額・月額・総額）金 円 （うち消費税及び地方消費税の額 円）		
許可条件	別紙「許可条件」のとおりに		

教示 この使用許可に不服がある場合は、この使用許可書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この使用許可書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

教示 この使用許可に基づき市長が発行する納入通知書に不服がある場合は、その納入通知があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、当該処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第3号様式（第6条関係）

行政財産使用変更許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

津市指令（記号番号）で行政財産の使用許可を受けた件について、許可内容を 年 月 日付けで、次のとおり変更したいので申請します。

1 使用許可の内容（変更前）

所在地			
施設名		財産の種類	(土地・建物)
許可位置	別図のとおり	許可面積	m ²
許可用途		許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 申請の内容（変更前・後）

変更理由		
変更内容	変 更 前	変 更 後
備考		

※ 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第4号様式（第6条関係）

行政財産使用変更許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長（氏 名）印

年 月 日付けの行政財産使用許可変更申請に基づき、
津市指令（記号番号）による行政財産の使用許可の内容を 年
月 日付けで、次のとおり変更します。

1 使用許可の内容（変更前）

所在地			
施設名		財産の種類	(土地・建物)
許可位置		許可面積	m ²
許可用途		許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 変更の内容（変更前・後）

	変 更 前	変 更 後
変更内容		